

《バリアフリールーム》
地域優良賃貸住宅
入居者随時募集について

地域優良賃貸住宅入居者を下記のとおり募集しますので、入居を希望される方は、本募集要綱の内容を確認した上で、所定の手続きに従って入居の申し込みをしてください。

1. 申込受付

受付期間：令和8年8月10日（月）～ ※先着優先
午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日は除きます。
受付場所：648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
橋本市役所 建築住宅課
受付方法：①窓口持参又は郵送 ②オンライン（受付期間内必着）



2. 申込資格（以下の条件のすべてを具備していることが必要です）

- （1）申込世帯全員の年間所得金額から「同居及び扶養親族控除」など各種控除額を引いた金額を12で割った、計算後の月額が487,000円以下であること。（控除額については、2ページ参照）
- （2）身体障害者手帳（下肢不自由を理由とする1～4級）の交付を受け、車いすを常用する方を含む世帯であること。
- （3）現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
ただし、持ち家がある方は原則申込みいただけません。
- （4）入居しようとする全員が地方税を滞納していない者であること。
- （5）本人及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※ 募集住戸は、新築ではなく前入居者が退去した住宅を補修したものであり、修繕等について対応しかねる箇所もあります。

※ 入居者として選考された場合は、3・4ページ記載の書類を提出する必要があります。

※ 入居の際には、独立の生計を営む1名の連帯保証人（地方税の滞納がない者等・極度額30万円）が必要です。（連帯保証人も住民票（本籍地の記載のあるもの）、印鑑登録証明書、完納証明書等の書類が必要です）

各書類を本人以外の方が取る場合には委任状が必要となる場合があります。

4. 入居者として選考された後の提出書類

(1) ～ (4) は全員、(5) ～ (10) は該当する方のみ必要な書類になります。

(1) 入居しようとする者及び同居しようとする者全員の住民票の写し

※続柄及び本籍地の記載を省略していないもの

(お住まいの市町村に問い合わせして下さい。橋本市での窓口は市民課になります。)

※本人以外が取得する際は、委任状が必要となる場合があります。

(2) 収入の有無に関係なく入居しようとする者及び同居しようとする者(16歳以上の方)

全員の市・県民税課税(所得)証明書(令和8年度(令和7年収入分)のもの)

(発行したい年度の1月1日時点でお住まいの市町村に問い合わせして下さい。橋本市での窓口は税務課になります。)

※本人以外が取得する際は、委任状が必要となる場合があります。

(ア) 1月以降に就職された方は、

雇用者の証明印がある月別の給与支払証明書(給与・賞与・諸手当等所得税課税対象となる支払総額)が必要です。

(イ) 1月以降に転職された方は、

雇用者の証明印がある月別の給与支払証明書及び前の事業所の退職を証明する書類(退職証明書または雇用保険被保険者離職票)が必要となります。

(ウ) 1月以降に退職された方は、

前の事業所の退職を証明する書類(退職証明書または雇用保険被保険者離職票)が必要です。

(エ) 現在休職中の方は、休職証明書が必要です。

(オ) 事業所得者で1月以降に事業を変更した方は、

変更後の事業所得に係る所得の収支を記載した明細書も必要です。

(3) 調査同意書 次の事項を確認するために使用します。

① 地方税の滞納がないこと ② 持ち家がないこと ③ 暴力団員でないこと

(4) 誓約書(暴力団員でないことの誓約)

(5) 調査同意書により入居しようとする者及び同居しようとする者(16歳以上の方)の地方税の滞納がないことを調査し、確認することができない場合(橋本市外在住の場合)

地方税の完納証明書

(お住まいの市町村に問い合わせして下さい。橋本市での窓口は税務課になります。)

※本人以外が取得する際は、委任状が必要となる場合があります。

(6) 申込世帯に障がい者等が含まれる場合には、障害者手帳等の写し

(7) 申込世帯に妊娠している方が含まれる場合には、母子健康手帳の写し

(8) 新婚世帯にあつては、その事実を証明する書類(戸籍謄本等)

(9) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある又は婚姻予約者がいる場合

(ア) 婚約予約者：婚約証明書

入居予定日までに確実に入籍することを双方の父母等が証明したものがが必要です。

なお、婚約予定者と証明者（父母等）の関係を明らかにする戸籍謄本または住民票（続柄が記載されているもの）を添付すること。

(イ) 内縁関係：内縁証明書又は内縁関係記載の住民票

内縁証明書の場合、内縁関係にあることを双方の父母等が証明したものがが必要です。なお、内縁関係者と証明者（父母等）の関係を明らかにする戸籍謄本または住民票（続柄が記載されているもの）を添付すること。

(ウ) パートナーシップ・ファミリーシップ関係：パートナーシップ等証明書

又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等

パートナーシップ等証明書の場合、同性のため入籍できないが事実上婚姻関係と同様の事情にある事等を双方の父母等が証明したものがが必要です。

なお、パートナーシップ等関係者全員と証明者（父母等）の関係を明らかにする戸籍謄本又は住民票（続柄が記載されているもの）を添付すること。

人権・男女共同推進室発行の「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書」等でも受付が可能です。（写しをご提出ください。）

※承認を受けるには以下の全てに該当している必要があります。

①双方が青年に達していること。

②双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。

③双方が現に婚姻をしておらず、かつ、現に当該パートナーシップ・ファミリーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ・ファミリーシップ関係にないこと。

④双方が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 734 条及び第 735 条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組をする前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係になかった場合を除く。）。

(10) 対象者として家賃助成制度を受ける場合

地域優良賃貸住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書

5. 入居決定後の提出書類

(1) 請書（様式第 3 号）

(2) 入居しようとする者、連帯保証人の印鑑登録証明書

（お住まいの市町村に問い合わせして下さい。橋本市での窓口は市民課になります。）

(3) 連帯保証人の住民票の写し ※続柄及び本籍地の記載を省略していないもの

(4) 連帯保証人の地方税の完納証明書

(5) 誓約書（ペットの飼育や無断工事等の入居のルールに関する誓約）

(6) 同意書（区及び自治会等への入居者氏名等の情報提供への同意）

5. 入居予定日

令和8年10月1日以降（予定）※申込から入居までに2か月程度要します。

6. 入居申込から入居までの流れ

① 申込 ※先着優先 ⇒ ②添付書類提出 ⇒ ③入居審査 ⇒
④入居決定 ⇒⑤入居説明 ⇒ ⑥入居書類提出 ⇒ ⑦鍵引渡し ⇒
⑧入居

7. その他留意すべき事項

- (1) 入居予定者は、その権利を他人に譲ることはできません。
- (2) 入居の際には独立の生計を営む1名の連帯保証人（地方税の滞納がない者等）が必要です。
- (3) 家賃の納期限は、毎月月末です。家賃を3ヶ月以上滞納されたときは、住宅の明渡しを請求いたします。
- (4) 犬、猫等のペットの飼育、無線アンテナの取付等により、周辺の環境を乱したり他に迷惑を及ぼしたりする行為があった場合は、住宅の明け渡しを請求いたします。
- (5) 住宅及び附帯施設の構造上重要でない部分の修繕は、入居者の負担です。
- (6) 申込内容が事実と相違し、虚偽の申請をしていることが判明した場合は、入居の承認を取り消します。
- (7) 住宅及び附帯施設の構造上重要でない部分の修繕は、入居者の負担です。
- (8) 団地の周辺環境は、申込者で確認してください。
- (9) 内覧を希望する場合は、必ず事前にお問い合わせください。
内覧の日程は修繕の都合上、ご意向に沿えない場合がございますのでご了承ください。

【控除額について】

入居者、同居者及び扶養親族に所得税法により認定された人がある場合は、年間所得金額から下記の金額を控除することができます。

控除の種類	控除対象者	控除額
同居親族	・ 本人以外の同居者	1 人につき 3 8 万円
同居していない扶養親族	・ 同居していない所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族	1 人につき 3 8 万円
老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	・ 7 0 歳以上かつ所得額が 3 8 万円以下の方（別居を含む）	1 人につき 1 0 万円
特定扶養親族	・ 年齢 1 6 歳以上 2 3 歳未満かつ所得額が 3 8 万円以下の方（別居を含む）	1 人につき 2 5 万円
障がい者	・ 身体障害者手帳 3 ～ 6 級 ・ 精神障害者保健福祉手帳 2 ～ 3 級 ・ 療育手帳 B 1、B 2 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	1 人につき 2 7 万円
特別障がい者	・ 身体障害者手帳 1 ～ 2 級 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・ 療育手帳 A 1、A 2 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第 3 項症までに該当する方	1 人につき 4 0 万円
ひとり親	・ 婚姻をしていない又は配偶者と離別・死別等した後に婚姻又は事実婚状態にない人で、生計を一にする子（所得 4 8 万以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得額が 5 0 0 万円以下である者。 （児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療費受給資格証の写しもしくは戸籍謄本のうち、いずれかの提出が必要）	1 人につき 3 5 万円 （所得が 3 5 万円未満の場合はその額）
寡婦又は寡夫	上記ひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす方。 ・ 夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が 500 万円以下である方 ・ 夫と死別等した人で、合計所得額が 500 万円以下である方	1 人につき 2 7 万円 （所得が 2 7 万円未満の場合はその額）
給与所得者	本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	1 人につき 1 0 万円 （所得が 1 0 万円未満の場合はその額）
公的年金等所得者		

問い合わせ先：橋本市役所建設部「建築住宅課 住宅係」 Tel0736-33-1115